

明石市中小企業奨学金返済支援事業補助金交付に係る事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、従業員への奨学金返済支援制度を設け、手当又は賞与への加算等として、奨学金返済のための金銭を支給する市内の中小企業等に対し予算の範囲内で補助金を交付することにより、若年者の地元への就職促進及び中小企業等の人材確保を図り、もって市内産業の振興に寄与することを目的とする。

(中小企業等の範囲)

第2条 この要領において、中小企業等とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者とする。ただし、ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）、ソフトウェア業及び情報処理サービス業並びに旅館業については、次の表のとおりとする。

業 種	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅 館 業	5,000万円以下	200人以下

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、中小企業等に含まない。

- (1) 国又は地方公共団体が出資している会社
- (2) 弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく弁護士法人、公認会計士法（昭和23年法律第103号）に基づく監査法人、税理士法（昭和26年法律第237号）に基づく税理士法人、行政書士法（昭和26年法律第4号）に基づく行政書士法人、司法書士法（昭和25年法律第197号）に基づく司法書士法人、弁理士法（平成12年法律第49号）に基づく特許業務法人、社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）に基づく社会保険労務士法人又は土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）に基づく土地家屋調査士法人
- (3) 自らの会社より資本金の額又は出資総額が大きい会社から一定の割合で出資を受けていることなどにより、特定の会社の支配下にあると市長が認める会社

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる企業（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たす中小企業等とする。

- (1) 市内に本社又は本店を置く個人又は法人であること。

- (2) 兵庫型奨学金返済支援制度補助金（以下「県補助金」という。）の交付決定を受けていること。
 - (3) 明石市税を滞納していないこと。
 - (4) 次条に規定する従業員を雇用していること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は補助対象者としな
- い。
- (1) 明石市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 2 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団及び同条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員と密接な関係を有する者が事業を営んでいる中小企業等
 - (2) 労働関係法令に違反しているなど、市が補助金を交付することが公益上適当でないと認められる中小企業等
 - (3) その他この要領による補助金を交付することが公益上適当でないと市長が認める中小企業等

（補助対象従業員）

第 4 条 補助金の交付の対象となる従業員（以下「補助対象従業員」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 雇用期間の定めなく正社員として取り扱われていること。
- (2) 補助金の交付申請日（以下「申請日」という。）において、市内に所在する事業所に勤務し、市内に住所を有していること。
- (3) 独立行政法人日本学生支援機構から奨学金を貸与された者で、かつ、申請日において当該奨学金を返済していること。ただし、学校卒業後 7 か月未満で返済が始まっていない者については、返済していることは要しない。
- (4) 申請日の属する年度の末日（毎年 3 月 31 日（同日以前に第 11 条の実績報告を行う場合は、当該報告日）をいう。）において、40 歳未満の者であること。
- (5) 申請日の属する年度の 2 月末日（同日の前日以前に第 11 条の実績報告を行う場合は、当該報告日）において、申請日と同じ中小企業等に在籍し、かつ市内に所在する事業所に勤務し、市内に住所を有していること。
- (6) 個人事業主（実質的に個人事業と同様と認められる法人の代表者を含む。）と同居している親族でないこと。ただし、勤務実態、勤務条件が他の従業員と同様であると認められる場合は除く。

（市が補助対象とする期間）

第 5 条 個々の補助対象従業員について市が補助対象とする期間は、当該補助対象者に採用された日の属する月を 1 月目とし、その月から最大 204 月目となる月（補助対象従業員が以前勤務していた中小企業等を退職した場合で当該中小企業等がこの制度の対象となっているときは、その期間を通算する。）までとする。

（補助対象経費）

第 6 条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象者が補助対象従業員に係る奨学

金返済支援のために支給した手当等の支給額（ただし、当該年度の2月末日までに補助対象従業員に支給を完了した額）とする。

（補助金の額）

第7条 補助金の額は、1年につき、前条に規定する経費から交付決定を受けた県補助金（企業負担分）の支給額を差し引いた額の2分の1に相当する額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とする。ただし、補助対象従業員1人につき年額3万円を限度とする。

（交付申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする中小企業等（以下「申請者」という。）は、県補助金の交付決定を受けた後、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1） 同意書（様式第10号）
- （2） 誓約書（様式第11号）
- （3） 県補助金の交付決定に係る通知書の写し
- （4） 県補助金の申請時の提出書類の写し
- （5） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 申請者は、補助金の交付を申請する年度ごとに市長が定める期間内に交付申請をしなければならない。

（交付決定等）

第9条 市長は、交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助金を交付しないことに決定したときは補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

（交付決定の内容変更）

第10条 交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、当該交付決定を受けた内容を変更しようとする場合は、速やかに補助金変更交付申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。ただし、補助金の目的及び効果に影響を及ぼさない場合はこの限りでない。

2 市長は、前項に規定する申請があった場合、その内容を審査し、交付決定の内容の変更を承認するときは補助金交付決定変更通知書（様式第5号）により、当該補助事業者に通ずるものとする。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、第1条に規定する金銭の支給が完了したとき、又は交付決定の日の属する年度が終了したときは当該年度の末日から起算して10日以内に、補助事業実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなけ

ればならない。

- (1) 県補助金の確定通知書の写し
- (2) 県補助金の実績報告時の提出書類の写し
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(完了検査)

第12条 市長は、前条の規定による報告があったときは、当該報告の内容が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを検査しなければならない。

2 市長は、前項の規定により検査した結果、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認めたときは、補助金額確定通知書（様式第7号）により当該補助事業者へ通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により検査した結果、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときは、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に対して命ずることができる。このとき、検査した結果、不適合となる部分があるときはその理由を付して補助金額を減額することができる。

(補助金の請求及び交付)

第13条 補助事業者は、前条第2項の規定による通知を受けたときは、補助金請求書（様式第8号）を市長に提出し、補助金の交付を受けるものとする。

(交付決定の取消し)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により、交付決定を受けたとき。
- (2) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (3) この要領の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書（様式第9号）により当該補助事業者へ通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、その取消しの日の翌日から起算して15日以内の期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(補則)

第15条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、制定の日から施行する。